

コーポレートガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

第1条（コーポレートガバナンスの基本的考え方）

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を図るため、経営の健全性・透明性を確保するとともに、迅速な意思決定ができるよう内部統制システムの整備・運用に努め、必要な施策を実施するとともに、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働します。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (iv) 独立社外取締役の関与により、取締役会による業務執行の監督機能を実効化します。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条（株主総会）

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を法定期日より1週間程度早期に発送するとともに、招集通知発送の約1週間前に当社ホームページに当該招集通知を開示します。

2. 当社は、招集通知における提供情報の充実に努めるとともに、インターネットを利用した議決権行使制度の導入やプラットフォームへの参加、当社ウェブサイトへの英文招集通知の掲載など、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境（当社の株主総会をできる限り集中日以外に開催することを含む）の整備に努めます。

第3条（株主の平等性の確保）

当社は、どの株主もその保有する株式数において平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行います。

第4条（政策保有株式に関する基本方針）

当社は、政策保有株式について、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としています。

2. 前項に定める保有の意義が認められる場合とは、保有によって当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合としています。
3. 当社は、保有する株式については、毎年、定期的に取り締役会において、取引関係の維持強化などの保有目的や、保有に伴う便益やリスク等を定性・定量両面から検証することとしています。
4. 当社は、当該企業及び当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点から、政策保有株式に係る議決権を行使します。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

第5条（企業行動規範及び利益相反）

当社は、取締役、執行役員及び従業員が常に法令及びその精神を遵守するとともに社会的良識をもって行動することを確保するため、取締役会において、企業行動規範を定め、開示します。

2. 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならないこととしております。

第6条（ステークホルダーとの関係）

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮します。

2. 当社は、従業員が、法令違反、不正行為、企業倫理上問題となるおそれのある事項等について、コンプライアンス相談・通報窓口を通じて相談することができ、これらによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、就業規則その他の関係する社内規程に明記します。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第7条（リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示）

取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示します。

2. 取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示します。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

第8条（取締役会の役割）

取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負います。

2. 取締役会は前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社のために最善の意思決定を行います。

第9条（独立社外取締役の役割）

当社の独立社外取締役は、取締役会が決定する経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣の業務執行状況を随時検証及び評価することを、その主たる役割の一つとします。

第2節 取締役会の有効性

第10条（取締役会の構成）

当社の取締役会の人数は3名以上7名以下とし、そのうち2名以上は、独立社外取締役とします。

第11条（取締役及び監査役の選任の方針と手続）

当社の取締役及び監査役は、人望、品格に優れ、高い倫理観を有するとともに、先見性、洞察力に優れた者でなければならないものとします。

2. 当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者とするよう努めます。
3. 当社は、取締役候補者及び監査役候補者を決定するに際しては、ジェンダーや国際性の面を含む多様性に配慮します。
4. 新任取締役の候補者は、独立社外取締役に事前に説明し、意見を徴した上で、取締役会で決定します。
5. 新任監査役（補欠監査役を含む）の候補者は、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定します。
6. 取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由について、株主総会招集通知参考書類に記載します。

第12条（取締役及び監査役の解任の方針と手続）

当社の取締役及び監査役について、その職務執行に重大な法令違反もしくは定款違反があった場合や、選任基準の要件を欠くこととなった場合、その他職務を適切に遂行することが困難と客観的に認められた場合、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、意見を徴した上で、当該取締役及び監査役の解任を株主総会に付議する旨、取締役会で決定します。

2. 取締役及び監査役の個々の解任理由について、株主総会招集通知参考書類に記載します。

第13条（社長の選任）

取締役会は、第11条1項に定める資格に加え、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上の実現に向け、優れた経営判断能力と強いリーダーシップを有する人物を、社長の後継者として選任します。取締役会は、社長を選任する際は、独立社外取締役の意見を事前に徴した上で、候補者を決定します。

第14条（社長の解任）

取締役会は、社長について、第12条（取締役及び監査役の解任の方針と手続）に定める基準に該当する場合、または、第13条（社長の選任）に定める要件を欠くと判断した場合、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、意見を徴した上で、社長の解任を決議します。

第15条（取締役の責務）

取締役は、その職務を遂行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会等においては、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならないものとします。

2. 取締役は、その役割・責務を適切に果たすため、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行するものとします。
3. 当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規程その他の当社の社内規程の内容を把握し、その職責を十分に理解するものとします。

第16条（取締役及び監査役の研鑽及び研修）

当社の新任取締役（独立社外取締役を含む）は就任後早期に、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき当社から説明を受けるものとします。

2. 当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととします。
3. 当社は、取締役及び監査役に対する研修の実施状況を取締役会に報告します。

第17条（取締役会の議題の設定等）

当社は、各取締役からの提案及び意見も踏まえ、毎年定時株主総会後に開催される取締役会において、今後1年間の取締役会において予定する議題を報告します。

2. 当社の取締役会資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分先立って（但し、特に機密性の高い案件は除きます。）、各取締役、監査役に配布します。

第18条（独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス）

当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができることとします。

第19条（自己評価）

取締役は、取締役会の実効性について毎年自己評価を行い、その概要を開示します。

第3節 報酬制度

第20条（取締役等の報酬等）

業務執行取締役の報酬等は、当社の業績に連動させるとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の向上に向けた意欲を高めるため業績に連動する割合を適切に設定します。

2. 取締役の報酬等については、独立社外取締役に取締役の報酬等に関する方針（業績連動報酬の割合及び業績の指標の考え方等）を事前に説明し、意見を徴した上で、取締役会が株主総会に提出議案の内容及び個人別の報酬等の額を定めます。
3. 取締役会が取締役報酬等の額について決定する場合には、当社における他の役職員の報酬等の水準も考慮します。

第6章 株主との対話

第21条（株主との対話）

当社は、株主総会をはじめ、アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的を開催するほか、国内外の投資家との個別ミーティングや取材の場を設けます。

2. 当社ホームページにおいて、株主総会や決算説明会の予定、業績推移などの各種データを開示するほか、株主総会招集通知・決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書などのIR資料を充実させます。
3. 株主との対話においては、社内関係各部門が緊密な連携をとり、経理部門担当役員と総務部門担当役員が全体を統括し、株主の皆さまからいただいた意見等は適宜取締役会等に報告いたします。
4. 株主との対話に際し、インサイダー情報が存在する場合には、社内規定に基づいてこれを適切に管理します。

以 上

(2015年10月1日制定)

(2017年6月23日改訂)

(2018年12月21日改訂)